香美市

（金抜）														

森林管理道　第1号

森林管理道

林道押谷線２工区開設工事　実施設計書

高知県　香美市　物部町岡ノ内

林道種別　自動車道第２種２級　幅員　4.0 m

作業区分　請負　施行主体　香美市

工事日数　237 日

令和 7年 6月 2日　積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

工事概要	起工又は変更理由
延長　L=38.3m	
土工　切土724m3　盛土642m3　捨土6m3	
法面工　簡易法枠工97.0m2	
擁壁工　補強土壁工137.1m2	
排水構造物工　U型側溝36.8m	
横断溝6.0m	
小動物保護側溝1基	
舗装工　アスファルト舗装731.1m2	
防護柵工　ガードレール38.3m	

	FROM	TO
図面番号	nm -	-
整理番号	-	-

特　記　仕　様　書

第１条　土木工事共通仕様書の適用

１　本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第２条　環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

１　本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第３条　県内産資材の優先使用

１　本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注１：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注２：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第４条　木製型枠の使用

１　木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

２　設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

３　高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/）林業振興・環境部木材産業振興課のページに掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

４　木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

５　木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

６　受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第５条　木材等を使用した公共土木施設の実績調査

１　本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

２　調査表の作成要領、提出について

（１）調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）、を高知県ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/）林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。

（２）記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にＣＤ－Ｒ等に納めて工事完成後７日以内に監督職員へ提出すること。

第６条　工事現場における県内産木材の木製品使用

１　受注者は、工事請負金額（消費税含む）が２５０万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

（１）ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア　掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ　工事看板（１ヶ所以上）

ウ　バリケード（１品以上）

エ　木製クッションドラム（１品以上）

オ　交通安全管理等の標示板

特　記　仕　様　書

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）に準拠すること。

（２）上記１の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。
その場合は、上記１以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ１品以上使用すること
例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注１：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注２：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注３：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注４：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第７条　個人情報の保護

１　受注者は、この契約による工事を施工するために個人情報を取扱う場合は、個人情報等取扱特記事項を遵守しなければならない。
参考）個人情報保護制度に関するアドレス：
https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html

第８条　ダンプトラック等による過積載の防止

１　積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２　さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３　過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

４　取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５　建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６　以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第９条　軽油単価の適正な運用

１　本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第１０条　不正軽油の使用禁止

１　受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第１４４条の３２の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

①　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

②　軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

③　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

２　受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第１１条　工事実績データ作成、登録

１　高知県建設工事共通仕様書共通編１－１－１－５に基づき、受注者は工事請負金額500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第１２条　公共事業労務費調査に対する協力

１　本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

２　調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

３　公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

４　受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第１３条　施工形態動向調査等に対する協力

１　本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者

特　記　仕　様　書

は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第１４条　再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

１　受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

２　受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

３　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

４　受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

５　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

６　受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

７　受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から５年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（http://www.recycle.jacic.or.jp）より、利用申請等を行うことができる。

第１５条　産業廃棄物管理票等の提出

１　受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのＥ票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのＢ２票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにＥ票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第１６条　建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

１）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

特　記　仕　様　書

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

２）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3）　・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）
・アスファルト塊2.35（t/m3）　・掘削土（土砂）1.8（t/m3）
・掘削土（軟岩）2.2（t/m3）　・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

３）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（３）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（４）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。
（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第１７条　監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

１　工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第１８条　施工管理

１　品質管理は「高知県工事技術管理要綱　品質管理基準」により実施する。

第１９条　排出ガス対策型建設機械

１　本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号　最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が５千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

特　記　仕　様　書

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機　種

・バックホウ
・トラクタショベル（車輪式）
・ブルドーザ
・発動発電機（可搬式）
・空気圧縮機（可搬式）
・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの　油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第２０条　設計図書の変更

１　設計変更等については、建設工事請負契約書第１８条から第２０条及び第２２条から第２５条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編１-１-１-１４から１-１-１-１６に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和２年４月（高知県土木部））」によることとする。

第２１条　法定外の労災保険の付保

１　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第２２条　「週休２日制モデル工事」の実施について

本工事は、「週休２日制モデル工事」実施要領における「受注者希望型」の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。
香美市役所ホームページ（https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/8/）
なお、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。

第２３条　監理技術者等

１　本工事において、建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者（以下、「専任特例２号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（12）の要件を全て満たさなければならない。

（１）兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24 時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
（２）　低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
（３）　同一の専任特例２号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に２件までであること。
（４）　専任特例２号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例２号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が 10ｋｍ程度以内の近接した場所であること。
（５）専任特例２号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
（６）　専任特例２号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
（７）　専任特例２号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）　建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
（９）　監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、１級施工管理技士補を有する者又は１級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
（10）　監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（３ヶ月以上）な雇用関係にあること。
（11）　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
（12）　兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

２　本工事の監理技術者が専任特例２号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和５年３月 14 日付け４高土政第 1343 号土木部長通知 最終改正：令和７年１月 23 日付け６高土政第 1196 号）に規定する別記様式１、別記様式２及び１の（１）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。

特　記　仕　様　書

３　本工事において、専任特例２号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

第２４条　工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数７日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が７日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

（港湾工事及び港湾海岸工事を除く）

※猛暑日とは、８時から 17 時までのＷＢＧＴ値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。ＷＢＧＴ値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　森林管理道　　第1号

明示事項（説明書）

【工程関係】

１．他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・無

２．施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・無

３．当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・無

４．他官庁等の特定条件による影響・・・・・無

５．その他・・・・・無

【用地関係】

１．工事用地等の未処理部分・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　森林管理道　　第1号

明示事項（説明書）

２．仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・無

【安全対策関係】

１．交通安全施設等の指定・・・・・無

２．近接する公共施設・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・無

３．防護施設の必要・・・・・落石・土砂崩落・・・・・無

４．発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・無

５．発破作業等の制限・・・・・無

【工事用道路関係】

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　森林管理道　　第1号

明示事項（説明書）

１．一般道路を搬入路として使用する場合

（１）経路、期限の制限・・・・・無

（２）使用中及び使用後の処置・・・・・無

２．仮設路を設置する場合

（１）安全施設等の設置の必要・・・・・無

（２）工事終了後の措置・・・・・撤去

（３）維持及び補修の必要・・・・・無

３．一般道路の占用の必要・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　森林管理道　　第1号

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

１．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・無

２．仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・無

３．仮設備の設計条件・・・・・無

【建設副産物関係】

１．建設発生土の搬出・・・・・有

（１）搬出先の名称　　宮ノ瀬残土場

搬出先の所在地　　香美市物部町市宇

運搬距離　　10.0km

その他　建設発生土の搬出先は、上記を予定している。

搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。

２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　森林管理道　　第1号

明示事項（説明書）

３．産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）・・・・・無

【公害対策関係】

１．公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・無

２．第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・無

【工事支障物件関係】

１．地上、地下等の支障物件・・・・・無

２．地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

１．濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　森林管理道　　第1号

明示事項（説明書）

【現場環境改善関係】

１．現場環境改善費・・・・・無

【その他】

１．工事用資機材等の保管指定・・・・・無

２．工事現場発生品の処理指定・・・・・無

３．支給資材及び貸与品・・・・・無

４．工事用電力等の指定・・・・・無

５．交通誘導警備員の配置・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　森林管理道　　第1号

明示事項（説明書）

６．その他

（１）その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
本工事費					
林道					
林道開設･改良					
林道土工					
切盛計画(1)					
切土	m3	724			
逸散土	m3	37			明細表　第1号
同測点内流用盛土	m3	480			明細表　第2号
工区内運搬盛土	m3	201			明細表　第3号
工区外運搬捨土	m3	6			明細表　第4号

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
盛土	m3	642			
工区内運搬盛土	m3	201			明細表　第5号
盛土(路床)	m3	161			明細表　第6号
盛土(路体)	m3	39			明細表　第7号
埋戻し	m3	26			明細表　第8号
補強盛土	m3	416			明細表　第9号
捨土	m3	6			
運搬捨土(残土場1)	m3	6			明細表　第10号
掻均し	m3	6			明細表　第11号
法面整形工					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
法面整形	式	1			明細表　第12号
法面工					
法枠工					
簡易法枠工	式	1			明細表　第13号
擁壁工					
補強土壁工					
ｱﾃﾞﾑｳｫｰﾙ工	式	1			明細表　第14号
土壁基礎	式	1			明細表　第15号
排水工	式	1			明細表　第16号
笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工	式	1			明細表　第17号

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
土工	式	1			明細表　第18号
排水構造物工					
側溝工					
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝	式	1			明細表　第19号
現場打側溝	式	1			明細表　第20号
舗装工					
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工					
表層(車道･路肩部)	式	1			明細表　第21号
防護柵工					
路側防護柵工					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ	式	1			明細表　第22号
標識工					
小型標識工					
標識板	式	1			明細表　第23号
区画線工					
区画線工					
溶融式区画線	式	1			明細表　第24号
支障木撤去					
支障木撤去					
支障木撤去	式	1			明細表　第25号

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
技術管理費	式	1			
土質等試験費	式	1			明細表　第27号
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
附帯工事費					
林道					
林道開設･改良					
ﾓﾉﾚｰﾙ設置撤去					
ﾓﾉﾚｰﾙ設置撤去					
ﾓﾉﾚｰﾙ設置撤去	式	1			明細表　第26号
直接工事費計					
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表　第　1号
逸散土

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
(CA5)					
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,礫質土 ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	19			
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,軟岩(Ⅰ)A ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	6			
(CA1)					
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,礫質土 ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	2			
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,軟岩(Ⅰ)A ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	10			
37.0　m3　　当り					

明細表　第　2号
同測点内流用盛土

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
(CA5)					
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,礫質土 ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	366			
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,軟岩(Ⅰ)A ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	105			
(CA1)					
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,軟岩(Ⅰ)A ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	9			
480.0　m3　　当り					

明細表　第　3号
工区内運搬盛土

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
(CA1)					
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,礫質土 ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	23			
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,軟岩(Ⅰ)A ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	178			
掘削積込 ﾙｰｽﾞ:積込 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,礫質土 ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	27			
掘削積込 ﾙｰｽﾞ:積込 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,軟岩(Ⅰ)A ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	214			
201.0　m3　　当り					

明細表　第　4号
工区外運搬捨土

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
運搬を伴う					
(CA1)					
掘削積込 地山:掘削 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,軟岩(Ⅰ)A ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	6			
掘削積込 ﾙｰｽﾞ:積込 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,礫質土 ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	1			
掘削積込 ﾙｰｽﾞ:積込 ,10000m3未満 ,制限あり:0.35m3 ,軟岩(Ⅰ)A ,障害なし ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	7			
6.0　m3　　当り					

明細表　第　5号
工区内運搬盛土

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
(CA1)					
運搬 礫質土 ,L=0.015 km	m3	0			
運搬 礫質土 ,L=0.010 km	m3	23			
運搬 軟岩(Ⅰ)A ,L=0.015 km	m3	0			
運搬 軟岩(Ⅰ)A ,L=0.010 km	m3	178			
運搬 軟岩(Ⅰ)B ,L=0.015 km	m3	0			
201.0　m3　　当り					

明細表　第　6号
盛土(路床)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
(BS1)					
敷均し締固め 路床:D=0.2m ,排出ｶﾞｽ対策型(第1次)	m3	155			
(BS3)					
盛土(埋戻し) 礫質土	m3	6			
締固め 路床	m3	6			
161.0　m3　　当り					

明細表　第　7号
盛土(路体)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
(BT1)					
敷均し締固め 路体:D=0.3m ,排出ｶﾞｽ対策型(第1次)	m3	39			
39.0　m3　　当り					

明細表　第　8号
埋戻し

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
(BU)					
埋戻し 10000m3未満 ,排出ｶﾞｽ対策型(第3次)	m3	27			
(BU3)					
埋戻工 排出ｶﾞｽ対策型(第1次)	m3	5			
26.0　m3　　当り					

明細表　第　9号
補強盛土

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
(BT)					
補強盛土量	m3	416			
416.0　m3　　当り					

明細表　第　10号
運搬捨土(残土場1)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
運搬を伴う					
(CA1)					
運搬 軟岩(Ⅰ)A ,L=10.000 km	m3	6			
6.0　m3　　当り					

明細表　第　11号
掻均し

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
運搬捨土(残土場1)					
かき均し 押土距離 10m ,礫質土 ,ﾙｰｽﾞな状態の土 ,排出ｶﾞｽ対策型(第1次)	m3	8			
6.0　m3　　当り					

明細表　第　12号
法面整形

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
法面整形(切土部) 岩塊･玉石,軟岩(Ⅰ)A ,排出ｶﾞｽ対策型(第2次)	m²	97			
1　式　　当り					

明細表　第　13号
簡易法枠工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
簡易法枠工 H=150 ,枠間隔1.5*1.5m(W=1500mm) ,D10 ,軟岩、硬岩 ,厚8cm ,週休2日補正:無	m²	97			
1　式　　当り					

明細表　第　14号
ｱﾃﾞﾑｳｫｰﾙ工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
壁面材組立･設置工					
	㎡	137.1			
壁面材材料費					
	式	1			
ｱﾃﾞﾑ敷設工					
	㎡	632.7			
ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ					
	式	1			
1　式　　当り					

明細表　第　15号
土壁基礎

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ 18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下 ,基礎砕石有り ,一般養生･特殊養生(練炭) ,小型車加算有り(4t車)その他の地区	m3	4.3			
1　式　　当り					

明細表　第　16号
排水工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
盛土内排水工 水平排水材EF-3	m	217.3			
天端排水材設置工	m^2	39.0			
吸出し防止材設置(基盤排水用) 全面	m^2	130.8			
1　式　　当り					

明細表　第　17号
笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｺﾝｸﾘｰﾄ 別紙､施工単価条件一覧表(明細表 第17号-001)参照	m3	8.4			
型枠 木製型枠 ,鉄筋･無筋構造物	m^2	55.2			
鉄筋工 SD345 D13	t	0.84			
目地板 30m2未満 ,瀝青繊維質目地板t=10	m^2	2.4			
足場工 足場設置撤去	m	37.1			
ｺﾞﾑﾌﾟﾚｰﾄ	枚	10.2			見積
発泡ｽﾁﾛｰﾙ t50×W910×L1820	枚	17			見積
1　式　　当り					

明細表　第　18号
土工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
敷均し･締固め工A	m3	31.1			
敷均し･締固め工B	m3	444.9			
砕石投入工	m3	47.9			
基盤排水工B	m3	63.0			
1　式　　当り					

明細表　第　19号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
U型側溝 PU1-B300-H300*600 ,据付 ,基礎砕石なし	m	36.8			
基面整正	m²	11.5			
1　式　　当り					

明細表　第　20号
現場打側溝

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
横断溝工 T-25 300×240	m	6			
小動物保護側溝(ﾀｲﾌﾟ2) 岩基礎用	基	1			
1　式　　当り					

明細表　第　21号
表層(車道･路肩部)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｾﾒﾝﾄ安定処理工 高炉ｾﾒﾝﾄ(1t袋入) ,混合深=0.12 (m),設計密度2.1t/m3 ,ｾﾒﾝﾄ添加率=5.2 %,混合回数:1回	m²	731.1			
表層(車道･路肩部) 平均幅員3.0m超 ,40 mm,再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) ,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算有り ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	m²	731.1			
ｱｽｶｰﾌﾞ 断面積125cm2以上140cm2未満 ,細粒度ｱｽｺﾝ(13) ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算有り ,夜間割増無し	m	74.3			
1　式　　当り					

明細表　第　22号
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ設置工 Gr-C-2B 路側用 ,ｺﾝｸﾘｰﾄ建込用 ,塗装品	m	38.3			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ基礎設置 B=1100mm B･C種 ,基礎砕石有り ,均しｺﾝｸﾘｰﾄ有り	m	33.8			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ基礎設置 B=800mm B･C種 ,基礎砕石有り ,均しｺﾝｸﾘｰﾄ有り	m	4.5			
1　式　　当り					

明細表　第　23号
標識板

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
林道用名板 150×200×10㎜ 軽合金製	枚	1			
1　式　　当り					

明細表　第　24号
溶融式区画線

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
区画線設置 溶融式･手動 ,実線 15cm ,未供用区間 ,ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ含有量15～18% ,白	m	369.1			
1　式　　当り					

明細表　第　25号
支障木撤去

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
天然生林伐採 胸高直径 20cm	本	20			
枝払	式	1			見積
玉切	式	1			見積
集材･積込	式	1			見積
1　式　　当り					

明細表　第　26号
ﾓﾉﾚｰﾙ設置撤去

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ﾓﾉﾚｰﾙ架設･撤去 200m超300m以下	箇所	1			
1　式　　当り					

明細表　第　27号
土質等試験費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
CBR試験 室内CBR用資料採取 変状土10～15kg採取	個所	3			
CBR試験 変状土CBR試験 設計CBR2ﾓｰﾙﾄﾞ含水試験含む	試料	3			
ｾﾒﾝﾄ安定処理配合試験 突固め試験･一軸圧縮強度試験	試料	1			
六価ｸﾛﾑ溶出試験費 環境庁告示46号溶出試験 試験方法1	検体	1			
1　式　　当り					

施工単価条件一覧表

名称・規格・条件
明細表　第１７号-001　ｺﾝｸﾘｰﾄ 無筋･鉄筋構造物 ,24-8-25(20)(高炉)W/C=55%以下 ,10m3/日以上100m3/日未満 ,一般養生 ,圧送管延長無し ,しない<標準>(全ての費 用) ,小型車加算有り(4t車)その他の地区